

松本歯科大学動物実験委員会委員

文科省基本指針および内規第2条における役割		所属	役職
第1号	動物実験等に関して優れた見識を有する者	総合歯科 医学研究所	准教授 (委員長)
		歯学部	教授
		歯学部	教授
第2号	実験動物に関して優れた見識を有する者	歯学部	教授
		歯学部	教授
第3号	学識経験を有する者	歯学部	准教授
		歯学部	講師

(令和5年4月1日現在)